

**2020 秋派遣第2次募集  
【海外】交換留学生募集要項**



募集ガイダンス	2019年12月11日(水) 5限
募集期間	2019年12月11日(水)–2020年01月07日(火) 16:30
書類審査結果発表(個人伝言)	2020年01月14日(火)
面接日程	2020年01月15日(水)、16日(木)、17日(金)
最終結果発表	2020年01月28日(火)
第1・2回内定者ガイダンス	2020年01月29日(水) 5・6限

- \*上記のスケジュールは変更される可能性があります。
- \*面接は、書類審査後に必要と判断された場合のみ実施します。
- \*面接日は大学が指定します。面接期間中は授業以外の予定を空けておくようにしてください。
- \*必要に応じて面接期間以外に個別面談を行うことがあります。その場合、日時は別途お知らせします。
- \*派遣先大学は最終結果発表時に公表します。
- \*募集大学の追加がある場合はキャンパスターミナルでお知らせします。
- \*第2次募集は、原則第1次募集で派遣枠に満たなかった大学のみ募集します。

〈香港の大学に申請予定の学生へ重要なお知らせ〉

香港では不安定な情勢が続いています。2020春セメスターは、交換留学受け入れ停止を決定している大学もあります。今後の状況次第では、2020年秋セメスターに派遣ができない可能性があることを理解した上で申請を行ってください。なお、以下の場合は派遣を中止します。

- ・派遣先大学が授業を実施しない場合
- ・派遣先大学が交換留学生の受入を中止した場合
- ・外務省海外安全情報においてレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）となった場合
- ・対面授業が行われず、遠隔指導のみになる場合

これら以外でも APU の判断により、派遣を中止する場合があります。

---

## プログラムの趣旨・概要

---

交換留学は、APUと学生交換協定を締結している大学へ授業料相殺で1 Semesterもしくは1年間留学する制度です。単に言語運用能力を伸ばすだけではなく、APU各学部の学習内容を深化させるため、協定校で正課科目を受講し、専門性を高めることが交換留学の目的です。

---

## 1. 申請条件・条件付内定・申請方法

---

### (1) 申請条件

以下の条件をすべて満たすこと。

#### 1. 言語要件

別紙「2020 Fall University List 2」の派遣時の言語要件を満たしていること、もしくは、APU学内選考時の言語要件を満たしていること。

\*申請時に派遣時の言語要件を満たしていない場合、もしくは、派遣先大学の申請締切までに有効期限が切れるスコアで応募する場合は「言語条件付内定」者としての申請となります。詳細は(2)「言語条件付内定」をご参照ください。

#### 2. GPA要件(当該GPA/通算GPA)

以下の2つのGPA要件を満たしていること。

\*当該GPAが2.00以上であること。

\*別紙「2020 Fall University List 2」のAPU学内選考時の要件に示す通算GPA以上であること。

#### 3. 現在2 Semester生から5 Semester生であること

\*3回生編入生は出願できません。

\*2回生編入生は、第4 Semesterから出願できます。

#### 4. 志望大学のある国の出身でないこと

原則として出身国の大学において交換留学に参加することはできません。

#### 5. 申請締め切り日において在籍状態が「通常」、「留学」、「休学」のいずれかであり、「停学」でないこと

### (2) 「言語条件付内定」とは

**A - 派遣時の言語要件を満たさない状態で、学内選考を通過した者**

**B - 派遣先の申請締切までに期限が切れる英語能力試験スコアで学内選考を通過した者**

以上の場合は言語条件付内定となり、最終スコア提出期限\*までに派遣先大学の言語要件を満たす英語スコアを提出しなければなりません。最終スコア提出期限までに基準を満たす英語スコアを提出することができない場合は、内定取り消しとなります。ただし、派遣先への言語スコアの提出が不要な場合は、期限が切れるスコアで応募したとしても、条件付内定とはならず、正式内定とします。

\*最終スコア提出期限：別紙「2020 Fall University List 2」の「Nomination Deadline」の1週間前

### (3) 申請方法

交換留学の申請には以下の2ステップが必要です。注意事項をよく読み、申請を行ってください。以下の2ステップを申請締切までに完了していない場合は、書類不備となり選考を行いません。

## [Step 1] 証明写真(データ)および、2つの書類を準備

オンライン申請の最後に①写真②経費支弁書③英語スコアのコピーをアップロードする必要がありますので、それらを事前に準備してください。

### ① 証明写真(データ)

- ・正面を向き、帽子、マスク、サングラスなどは着用していない写真データを準備してください。
- ・なるべく過去6ヶ月以内に撮影されたものを使用してください。
- ・ファイル名は例に従い、「Photo\_学籍番号\_氏名(アルファベット)」としてください。

例) Photo\_11111111\_RITSUMEIHanako.jpeg

### ② 経費支弁書 (PDF)

- ・経費支弁者に[交換留学のウェブサイト](#)より経費支弁書をダウンロードしてもらい、直筆署名をもらってください。その後、申請者自身も署名したものを提出してください。
- ・ファイル名は例に従い、「Financial\_Support\_学籍番号\_氏名(アルファベット)」としてください。

例) Financial\_Support\_11111111\_RITSUMEIHanako.pdf

### ③ 英語スコアのコピー (TOEFL/IELTS)

- ・別紙「2020 Fall University List」の言語要件を確認し、英語スコアのコピーを提出してください。
- ・学内申請時には、ウェブスコアや期限切れスコアでの申請が可能です。ただし、合格後は原本のスコアコピーが必要です(言語スコアの提出を必要としない派遣先大学に申請する学生を除く)。
- ・英語基準学生も英語スコアを提出する必要があります。
- ・アドミッションズ・オフィスでは、入学試験時に提出されたスコアの返却は行いません。
- ・ファイル名は例に従い、「Score\_学籍番号\_氏名(アルファベット)」としてください。

例) Score\_11111111\_RITSUMEIHanako.pdf

## [Step 2] オンライン申請(LimeSurvey / English Only)

- ・オンライン申請は全て英語で回答してください。
- ・指定されているエッセイ・志望理由に記入がない場合、極端に文字数が足りない場合は選考を行いません。
- ・オンライン申請完了後は“Print your answers”をクリックし、申請内容を印刷し、保管しておいてください。ご自身の申請内容に関して疑義がある際は、必ず印刷した申請した申請内容を持参ください。ない場合は、疑義を受けつけません。

---

## 2. 選考基準・選考方法・選考対象となる大学

---

### (1) 選考基準

- 目的意識・留学計画が明確であること。
- 派遣国社会に溶け込むのに必要な適応性があり、自らの力で留学生活における困難を乗り越える力と、それに対する心構えを有していること。
- 進路・就職に対する計画・意識が明瞭であること。
- 派遣先大学で留学生活を送るにふさわしい英語運用能力と学力を有していること。

## (2) 選考方法

申請書類、学業成績、英語能力試験（TOEFL/IELTS）のスコア、面接を中心に総合的に判断します。  
面接は書類審査後必要と判断された場合のみ実施します。

## (3) 選考対象となる大学

原則として、申請書類に記載された希望大学(第1希望～第3希望)を審査の対象とし、選考します。  
前年度の倍率等を参考にしながら、第3希望まで記載することを強く推奨します。

---

## 3. 内定後のスケジュールと内定の取消し

---

### (1) 内定後のスケジュールについて

合格後～2020年7月 派遣前ガイダンス実施（全5回実施、出席必須）

派遣先大学へ入学申請、ビザ申請、渡航準備等

2020年8月～10月頃 派遣先大学へ出発・交換留学開始

\*派遣先の寮の手配、VISA申請や渡航準備は、内定者自身の責任で行ってください。

### (2) 内定の取消しについて

以下のいずれかに該当する場合、交換留学の内定を取り消します。

- ① 派遣先大学の言語要件を最終スコア提出期限(Nomination Deadlineの1週間前)までに満たさなかった場合
- ② 2019秋 Semesterにおいて当該 GPA2.00 を維持できなかった場合
- ③ 2019秋 Semesterにおいて派遣先大学の通算 GPA 要件を維持できなかった場合
- ④ 懲戒処分の対象となった場合
- ⑤ 指定の海外旅行傷害保険などに加入しない場合や、書類の提出を怠る、もしくは必要なガイダンスに参加しないなど大学の指示に従わない場合
- ⑥ 派遣地域の安全上の問題により、大学が派遣中止決定をした場合
- ⑦ 負傷・病気等で留学が適当でないと大学が判断した場合
- ⑧ 不正行為を行った場合
- ⑨ その他、学生としての本分に反した場合

---

## 4. 派遣期間・APU 学籍上の留学期間

---

### (1) 派遣期間

- ・1 Semesterもしくは1年間

派遣先大学によっては派遣期間が1 Semesterのみ、または1年間のみの場合もあります。

別紙「2020 Fall University List 2」を参照してください。

- ・1年間留学する場合は、回生をまたいだ期間であっても問題ありません。

(例) 2回生後半(第4 Semester)～3回生前半(第5 Semester)

## (2) APU 学籍上の留学期間

- ・ APU 学籍上の留学期間は、派遣先大学の学年暦に関わらず以下の通りです。

春セメスター 4月1日 ～ 9月20日

秋セメスター 9月21日 ～ 3月31日

- ・ 留学中は、セメスター単位で学籍を「通常」から「留学」に変更します。
- ・ 学籍が「留学」であるセメスターに、APU で開講している科目を履修することはできません。
- ・ 学籍が「留学」であるセメスターに、セッション科目や放送大学の科目を履修することはできません。
- ・ 実際のプログラム開始時期および終了時期は、派遣先の学年暦に応じて異なります。

### ① 1セメスター留学する場合

	秋セメスター		
	第1Q	第2Q	セッション
APU での履修	不可		
APU での学籍	留学		
派遣先大学	1セメスター		

### ② 1年間留学する場合(通常)

	秋セメスター			春セメスター		
	第1Q	第2Q	セッション	第1Q	第2Q	セッション
APU での履修	不可					
APU での学籍	留学			留学		
派遣先大学	1セメスター			2セメスター		

### ③ 1年間留学後、春セメスター第2クォーターより APU で履修可能な場合

1年間留学する場合であっても、派遣先大学の学年暦が APU の春セメスター第2クォーター開始前に終了する場合は、第2クォーターの科目を履修することができます。APU での学籍は春セメスターから通常となりますが、セメスター開講科目および第1クォーター科目の履修はできません。

	秋セメスター			春セメスター		
	第1Q	第2Q	セッション	第1Q	第2Q	セッション
APU での履修	不可			可		
APU での学籍	留学			通常		
派遣先大学	1セメスター		2セメスター		帰国	

## 5. 単位認定及び留学中・帰国後の履修

### (1) 単位認定

- ・ 留学先での単位は、在学中のすべての単位認定を含め、APU の各セメスターの履修登録上限単位数に関わらず、60 単位を上限として認定を行います。
- ・ 留学先の正規課程において修得した科目は、本人からの申請に基づき、各学部および APU 教学部で審査の上、APU の単位として認定されます。

- ・認定された単位は、成績評価欄に [T] として記載されます。
- ・APU の教学内容と相関がないと思われる科目の単位認定は、原則として行いません。
- ・派遣先大学で履修した科目が最終的に認定されるか、またどのように単位認定されるかは、留学後の単位認定審査をもって確定します。

**注意事項** <2017 年度カリキュラム学生>

- ・ APM の学生は AACSB、EQUIS、EPAS 等の認証を受けている大学に留学することを強く推奨します。  
上記の認証を受けている大学以外の大学に留学した場合、派遣先大学での学修が APU の専門教育科目として認定されるとは限りません。上記の認証を受けている大学に留学した場合も、科目によっては専門教育科目として認定されない場合もあります。
- ・ APS の学生は派遣先大学で履修した科目が専門教育科目として認定される場合、10 単位を上限として学修分野ごとの専門教育科目として認められる場合があります。

\* 詳しい単位認定の手順については、内定後に説明します。

(2) 留学中と帰国後の履修

留学中を含む、本学での履修計画は、各自の卒業時期に関わる重要事項です。誤った履修計画をたてると、4 年間で卒業ができなくなる場合があります。必ず各自の履修状況と所属学部のカリキュラムを確認し、しっかりと計画を立てて交換留学に臨んでください。

(3) 日本語科目・英語科目等の履修免除

大学が指定する条件を満たした場合、事前の申請により、APU に戻って履修を再開するセメスターの言語教育科目（英語、日本語）を履修免除することができます。申請の基準はカリキュラム・言語により異なりますので、詳細は APU 学部履修ハンドブックを確認してください。

言語教育科目（必修）の履修免除に関するお問い合わせ：[cleac@apu.ac.jp](mailto:cleac@apu.ac.jp)

6. 留学にかかる経費

(1) 留学先の費用目安（年間）

下記費用には APU 授業料は含みません。

オセアニア圏	:	100－150 万円
アジア圏	:	60－100 万円
ヨーロッパ圏	:	110－150 万円
北米	:	110－150 万円
南米・アフリカ圏	:	60－100 万円

留学中には、以下のような費用がかかります。

ただし、実際の金額は行き先、個人によって異なります。

学費	その他
APU に納入	TOEFL/IELTS 受験料、 パスポート・VISA 申請費、保険料 渡航費、書籍代、娯楽費、語学研修料、 宿舎費・食費 その他個人的活動に関わる費用等

(2) APU 指定の海外旅行傷害保険ならびに危機管理支援システム (J-TAS) について

交換留学参加者は、APU 指定の海外旅行傷害保険ならびに危機管理支援システム (J-TAS) への加入が義務付けられています。

留学期間	保険 (プラン S)	J-TAS	合計 (めやす)
1 セメスター (4 ヶ月の場合)	32,330 円	9,052 円	41,382 円
1 年 (10 ヶ月の場合)	84,860 円	22,630 円	107,490 円

\* 派遣先によっては、APU 指定の保険に加え、派遣先指定の保険への加入が求められる場合もあります。

(3) APU の学費・奨学金

- ・ 留学開始前のセメスターの継続審査で取消にならない限り、交換留学中も国内学生及び国際学生の授業料減免は継続されます。
- ・ 国際学生および申請者自身が経費支弁者の場合は、派遣内定後、所定の学費納付手続きをとり、派遣前に留学期間中に納付が必要な学費全額を自身のゆうちょ口座に入金する必要があります。多額の学費を経費支弁者が負担することになるため、申請前に十分に話し合ってください。
- ・ 学費額は、アドミニストレーション・オフィスへ個別お問合せください。
- ・ 学費納付方法について問題がある方は、内定後交換留学担当者に別途相談をしてください。

## 7. 免責事項・注意事項

(1) 海外実習時における注意事項

本プログラムの実習期間中に、プログラムの当事者 (APU、派遣先大学、現地機関) 以外の第三者 (組織、個人) による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟、それに関わる対応等の責任を負わなければなりません。プログラムの当事者 (APU、派遣先大学、現地機関) はその責任を負いません。

(2) プログラムの中止や内容の変更、参加の取り消し

参加者の健康や安全を第一優先するため、実習先で天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、不可抗力に起因する事態が発生した場合やその他の事情等によりプログラムの中止や内容の変更を行う場合があります。プログラムの中止や内容が変更になる可能性も念頭においた上で、無理のない履修計画を行ってください。ガイダンスの参加態度や出席状況などを勘案し、プログラム参加不相当と判断された場合、合格発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあります。また派遣中であっても「3-(2) 内定の取消しについて」に該当する事項は発覚・発生した場合には、派遣の中断および速やかな帰国を求める場合があります。

(3) プログラム参加決定後 (合格発表後) の辞退について

大学は皆さんがプログラム申請をした時点で参加の意思があるものとして選考を行います。従って、プログラム参加

決定後(合格発表後)の辞退は認められません。申請する際は、事前にプログラム内容をよく確認し、辞退することがないよう準備を行ってください。

#### (4)査証(ビザ)の取得について

出発から帰国までに必要となるビザを確認の上、学生本人の責任で申請してください。必要となるビザは、学生の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なります。必要となるビザ(トランジットビザを含む)および必要書類等は各大使館のホームページ等で各自確認してください。なお、ビザ申請要件は予告無しに変更される場合がありますので、最新情報を入手するようにしてください。

万一、派遣先大学の到着期限までにビザが取得できない場合は、APU での履修登録時期に影響する可能性があります。入学許可書到着後すぐにビザを申請するようにしてください。

---

## 8. その他

### (1)個人情報の取扱いについて

派遣に関わる調整・手続きを進める上で、申請に際し申請フォームに記入した情報、およびパスポート情報を第三者(派遣先大学・機関、旅行代理店、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、日本およびあなたの母国、ならびに派遣先国の大使館、領事館、外務省)に対して提供することがあります。

### (2)姿勢

プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、参加者自身の姿勢や努力が大きく左右します。海外で異文化を受け入れる柔軟性や積極的な学習姿勢を持つことが必要です。各自でプログラムの参加目的をしっかりと定めてください。なお、派遣前に行うガイダンスへの出席は必須です。無断欠席は認めません。その他、書類の提出期日は必ず守ってください。また、プログラム参加中は大学が定めたルールを守らなければなりません。大学が定めたルールとは、別途「プログラムに参加するにあたっての遵守事項(誓約書)」の他、飲酒、自動車・バイク運転、レジャースポーツの禁止があります。

### (3)履修計画について

本プログラムによる履修科目・修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認してください。プログラム合格後に問題が判明した場合も、履修の特別配慮等はありません。自己の責任において、プログラムへの応募を行ってください。

---

## 9. 交換留学に関する問い合わせ

アカデミック・オフィス(B棟1階)

TEL: 0977-78-1101 / FAX: 0977-78-1102

E-mail: [outbound@apu.ac.jp](mailto:outbound@apu.ac.jp)

担当者: 藤村・アンドレス・ケビン



2019年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program  
Off-campus Study Program(単位認定留学(EXPLORE)及びAPUグローバルリサーチプログラムを除く)に  
参加するにあたっての遵守事項

1. 基本姿勢

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program (以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館アジア太平洋大学 (以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関 (以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。
- (4) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消・帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任で行うこと。
- (2) 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システム (J-TAS) 等へ加入すること。(海外プログラムのみ)
- (3) 既往症等ある場合は、申し出ること。
- (4) 「Off-campus Study Program 参加学生 健康状況および学習面における支援自己申告書」を提出すること。
- (5) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (6) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。

3. 経費および補償

- (1) プログラムに要する費用 (実習費・宿泊費・交通費・保険料等) は、指定の期日までに納入すること。
- (2) 募集要項に定める所定の期日後に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、必要経費 (派遣先から本学に請求された必要経費を含む) を負担すること。
- (3) 天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先に損害賠償を要求せず、3.(2)と同様の費用を負担すること。
- (4) 本人の不注意または本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない。本学、派遣先はその責任を負わない。

4. 入国・帰国 (海外で実施されるプログラムのみ)

- (1) プログラム実施期間前に個人で入国してはならない。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならない。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、本学が必要と認めたプログラム (海外交換留学、共同学位プログラム、短期サマープログラムおよび短期ウィンタープログラムを含む) においては、本学が事前のガイダンスで指定する方法により、出国日および帰国日を事前に大学に申告するとともに、自己責任で現地集合し、帰着するものとする。

5. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。